

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から同年 5 月まで

私は、毎月 100 円ぐらいの保険料で自分の老後に年金がもらえるのであれば、国民年金に加入しておいたほうが良いと思い加入した。申立期間の国民年金保険料については、一緒に住んでいた義父の家に 2 か月に一度集金に来ていた区の職員に納付していた。昭和 41 年 2 月に国民年金に加入して以降、すべて保険料を納付したはずなのに、申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 2 月 28 日に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、第 3 号被保険者と第 1 号被保険者の種別変更手続を適切に行うなど、国民年金制度への理解と納付意識の高さが認められる上、申立期間は 4 か月と短期間である。

また、申立期間に近接する昭和 58 年 6 月から同年 7 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 5 月までの期間については、当初未納と記録されていたが、A 市 B 区が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の納付記録において納付が確認できたことから、社会保険事務所（当時）において平成 21 年 5 月 15 日に職権で納付済みに記録訂正されており、行政側の記録管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月

昭和 51 年 3 月 17 日に夫婦で勤務していた事業所をそろって退職し、同年 3 月下旬に、夫婦で A 市役所年金窓口に行き、国民年金の再加入手続を行い、同年 3 月分の国民年金保険料をその場で現金納付したことを記憶しており、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び A 市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金の被保険者資格の再取得日は、昭和 51 年 4 月 1 日となっているが、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を同年 3 月 18 日に喪失しており、申立期間は、国民年金の強制加入被保険者として取り扱われるべき期間である。

また、申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さが認められる上、申立期間は 1 か月と短期間である。

さらに、申立人の妻は、夫婦同時に退職した直後の昭和 51 年 3 月下旬に、夫婦で国民年金の加入手続を A 市役所で行い、同年 3 月分の保険料をその場で現金で納付したことを具体的に申述しており、これを否定する特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から50年1月まで
② 昭和52年2月から53年3月まで
③ 昭和54年4月から56年3月まで

高校卒業後、実家で両親と共にA（職種）に従事した。私が20歳のときに、父が私の国民年金の加入手続を行い、納税組合の人が自宅に集金に来て父が両親と私の国民年金保険料を納付した。結婚してからは妻の保険料もあわせて父が納付した。両親、妻の納付記録は国民年金に加入した期間すべてが納付済みとなっているのに、私の申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、国民年金手帳記号番号払出簿及びB市の国民年金被保険者名簿から昭和55年6月27日であることが確認できるところ、申立期間③のうち昭和55年度の国民年金保険料については、当該時期に現年度保険料として納税組合が集金することが可能であり、申立人の両親及び申立人の妻は納付済みとなっており申立人の保険料のみ集金しなかったとは考え難く、申立人の保険料についてもほかの家族と同時に納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間③のうち昭和54年度の保険料は、B市の被保険者名簿に、53年度以降の保険料を納付したい旨の申し出があったとの記載が認められる上、53年度の保険料を昭和55年7月30日に過年度保険料として納付していることが確認できることから、54年度の保険料についても過年度納付したと考えても特段不自然ではない。

2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年6月27日の時点で、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間であるほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧

調査の結果においても、申立人に別の手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の父は既に他界していることから納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年2月から同年3月まで
② 昭和49年1月から58年12月まで

私が20歳になったとき、私の母がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は母が、申立期間②の保険料は私が金融機関で納付していたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳に到達したときから国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立期間①以前の昭和47年1月から同年3月までの保険料が同年10月に過年度納付され、申立期間①直後の保険料は納付済みとなっていることから、申立期間①の保険料納付に特段の困難性はない上、2か月と短期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、保険料を定期的に金融機関で納付していたと申述しているが、昭和48年3月にB社会保険事務所（当時）から進達された台帳がC社会保険事務所へ移管されたのは52年8月27日となっており、申立人の国民年金手帳の「変更後の住所」欄の記載は、A市からD市への住所変更日が55年12月19日となっている上、申立期間②直後の59年1月から61年3月までの保険料は61年4月以降に過年度で納付されていることが申立人の所持する「納付書・領収証書」によって確認できることから申立人の申述は不自然であり、申立期間②の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立期間②は120か月と長期間である上、金融機関で納付していたとの申述であるが、120か月（10年間）もの極めて長期にわたり、保険料の納付記録が行われなかったということは不自然である。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間うち昭和 48 年 2 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、昭和46年4月ごろ、働くために子供を預けていた知人に聞いてA市役所で国民年金に加入し、国民年金保険料を支払ってきた。48年7月にA市Bから現住所に移転したが、保険料を納めるときは必ず納付書が送られてきたのでその都度支払っており、支払わなかったり遅れたりしたことはないはずなので、48年4月から50年3月までが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の国民年金の加入手続時期から、申立人は、昭和50年8月ごろに国民年金の加入手続を行っていることが推認でき、この時点で48年7月から50年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人は、国民年金加入後の昭和50年12月12日に申立期間直前の46年4月から第2回目の特例納付が可能な48年3月までを特例納付している上、申立期間以後に未納は無いことから納付意識は高かったと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間については、申立人が国民年金に加入した50年8月時点で、時効により保険料は納付できない期間であり、ほかに保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から53年3月

私は、昭和49年2月から国民年金に加入したが53年3月まで未納であったため、A市役所の職員の訪問を受けて、未納分を納めて下さいと言われ、昭和53年度の寒い時期に、妻がA市役所かB社会保険事務所（当時）で27万円から28万円くらいの国民年金保険料を納付したのに、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号はその妻と連番であり、前後の任意加入者の加入時期から、申立人及びその妻は、昭和53年11月ごろに加入手続を行ったものと推認でき、同時期は、第3回特例納付の実施期間中である上、その妻は、加入後に52年6月から53年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる。

また、申立人の妻が未納分の保険料を一括納付したとする保険料の金額は、27万円から28万円くらいと主張するところ、申立人及びその妻が国民年金の加入手続を行った昭和53年11月時点で、申立期間のうち、51年10月から53年3月までは過年度納付が可能であることから、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を過年度納付するとともに、昭和53年度分を一括で現年度納付し、49年2月から51年9月までの期間を特例納付した場合に必要な保険料総額は、申立人の妻が一括納付したとする金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、妻から「夫の結婚前の保険料をなぜ納付しなければいけないのか。」と言われ続けてきたと説明しているところ、申立人の妻もそのことを認めていることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案2061

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで
昭和50年9月の結婚後、私は、銀行で夫婦二人分と義兄の国民年金保険料を定期的に納付してきた。夫及び義兄の年金記録が納付済みであるのに、私の年金記録に未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を長期にわたりすべて納付している上、申立期間の前後は特例納付制度や前納制度を利用するなど、納付意識の高さが認められ、申立期間は12か月と短期間であることを踏まえると、納付していたものとするのが自然である。

また、申立期間について、申立人が一緒に保険料を納付していたとするその夫及び義兄は、納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月及び同年3月

私は昭和41年12月に結婚し、42年3月に厚生年金保険の脱退手当金を受け取った後、しばらく年金に未加入だったが、無年金になると老後の生活が不安なので、45年2月末にA区役所で国民年金の加入手続をして、加入期間の国民年金保険料はすべて納付したと思っていたのに、申立期間の保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年2月27日に国民年金に任意加入後、申立期間を除き、国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付している上、納付済期間461月のうち、297月は付加保険料込みの納付であり、そのうち147月は前納制度を利用しているなど、年金制度への理解と納付意識の高さが認められる。

また、申立人は昭和45年2月に任意加入していながら、加入直後から未納にすることは考え難い上、申立期間は2か月と短期間であることから、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和21年2月に商号変更後は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日に、B社C出張所における資格取得日を26年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、19年11月は110円、同年12月から20年12月までは160円、21年1月から同年3月までは200円、同年4月及び同年5月は480円、同年6月から同年10月までは540円、同年11月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは8,100円、26年6月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和19年11月から23年11月までは履行していないと認められ、26年6月は明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年11月1日から23年12月1日まで
② 昭和26年6月25日から同年7月16日まで

私は、昭和19年11月1日にA社本社から同社D工場の設立準備のために転勤を命じられたが、給与事務等は本社で行っており、申立期間①についても継続して厚生年金保険被保険者であったはずである。

また、昭和26年6月にB社D工場が閉鎖され、同社C出張所に転勤を命じられており、申立期間②においても継続して厚生年金保険被保険者であったはずなので、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

B社の在籍証明書及び厚生年金保険の届出等に係る調査回答書により、申立人がA社（昭和21年2月に商号変更後は、B社）に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、昭和23年12月1日に同社本社から同社D工場に、26年6月25日に同社D工場から同社C出張所に異動）、申立期間

に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、同僚の記録から、昭和19年11月は110円、同年12月から20年12月までは160円、21年1月から同年3月までは200円、同年4月及び同年5月は480円、同年6月から同年10月までは540円、同年11月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは8,100円とし、申立期間②の標準報酬月額については、26年7月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、申立期間①については、事業主は不明としているが、申立期間①に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立てどおりの資格喪失届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年11月から23年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和35年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年4月26日から同年5月1日まで

私は、昭和31年3月1日にA社に入社し、平成4年7月1日に定年退職により資格喪失するまでの間、継続して厚生年金保険に加入していたはずであり、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が申立人に交付した厚生年金被保険者期間証明書、事業主から提出された従業員名簿及び回答書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年4月に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年7月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和42年3月27日に大学を卒業すると同時にA社に入社し、以来、51年3月25日の退職日まで正社員として勤務し、毎月給料を受け取ると同時に、厚生年金保険料も漏れなく天引きされていたにもかかわらず、継続していない空白の一日があることに納得がいかない。B（地名）の本社からC（地名）の工場への異動の際、事務担当者による社会保険事務所（当時）への届出に日付の記入ミスがあったのではないかと思うので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の事務担当者の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年7月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年5月のオンライン記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和45年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を69万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

私が平成18年12月に事業主から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、確認の上、記録の訂正をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支給明細書により、申立人は、平成18年12月8日にA社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書における保険料控除額から、69万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、事業主が申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和33年2月1日、資格喪失日に係る記録を33年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から33年9月1日まで

私は、A社に昭和22年4月に入社し、平成2年8月に退職するまで継続して勤務していた。昭和33年2月1日から同年8月31日までの間は、A社C支社に勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在職証明書（B社発行）、事業主の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和33年2月1日に同社D支社から同社C支社に異動、同年9月1日に同社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、昭和33年1月及び同年9月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を

提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年1月4日）及び資格取得日（同年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月4日から同年5月1日まで

私は、昭和35年2月から38年8月までC区Dに在ったA社に勤務し、その間、途絶えることなく厚生年金保険に加入していたはずであり、36年1月4日から同年5月1日までの期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和35年2月8日に厚生年金保険の資格を取得し、36年1月4日に資格を喪失後、同年5月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人同様、昭和36年1月4日にA社において厚生年金保険の資格を喪失し、同年1月5日に同社E工場で資格を取得した後、同年2月25日に同社での資格を喪失している元同僚2名の具体的な供述により、当該期間中の申立人に係る当該事業所における勤務（同社本社から同社E工場への応援勤務と推察される。）実態が推認できる。

また、申立期間当時の上司及び上記元同僚を除く元同僚4名は、「申立人は、F（職種）に従事していた。申立期間当時は、E工場の手手が不足していたため、本社から頻繁に業務応援に行っていた。業務内容等の変更も無かった。応援から戻った後は、従前同様、社員寮に住み、応援前の職

場に戻った。申立人がその当時退職した記憶は無い。」旨、供述しており、申立期間における申立人の当該事業所における継続勤務が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 35 年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録から 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月27日、資格喪失日に係る記録を52年2月5日とし、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月27日から52年2月5日まで
私は、昭和39年にA社に入社し、54年2月まで継続勤務していた。
48年10月から52年1月まで厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所は、昭和48年10月27日に、事業所所在地の変更のため、社会保険事務所（当時）に適用事業所に該当しなくなった旨の届出及び申立人を含む13人の厚生年金保険被保険者資格の喪失届を提出したが、このうち申立人を除く12人が、同日付けで別の社会保険事務所において、当該事業所の新規適用と同時に資格取得をしていることが厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、申立人のみ被保険者資格を取得しなかった理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年9月の社会保険事務所（当時）の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 10 月から 52 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社（現在は、B社）における申立期間に係る資格喪失日を昭和41年6月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年6月3日まで

私は、A社に昭和41年4月1日に入社して以来、平成9年9月30日まで一貫して一つの会社へ勤務している。昭和41年4月1日から同年5月31日までの間は同社本社で研修を受け、同年6月1日に同社C本部へ転勤したので、そのことで事務的手違いがあったものと思う。私の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した回答書、人事記録の写し及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年6月3日に同社本社から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を昭和41年6月3日として届け出るべきところを誤って同年5月1日と届け出たと認めていることから、事業主が、同年5月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所

が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年1月10日に、資格喪失日に係る記録を同年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月10日から同年8月21日まで

私は、申立期間についてB区CのA社にD（職種）として勤めていたのに、その期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA社の昭和45年6月分給与明細書及び申立人の供述により、申立人は、申立期間に当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する昭和45年6月分給与明細書の厚生年金保険料控除額から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年1月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日は、既に昭和63年10月1日に訂正され、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を63年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和62年4月25日にA事業所に就職し、63年9月30日に同事業所を退職するまで継続して勤務していたが、63年9月分の年金記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の在職期間証明書により、申立人が昭和62年4月25日から63年9月30日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる上、同事業所では、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認め、C社会保険事務所（当時）に対して資格喪失日を63年10月1日に訂正する届出を提出し、同社会保険事務所では、平成21年8月13日付けで記録の遡^{そきゅう}及訂正処理を行っている。

また、当該事業所から提出された当時の給与台帳の写しにより、昭和63年9月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年9月の給与台帳

から 47 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が昭和 63 年 9 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から46年3月までの期間及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から46年3月まで
② 昭和46年4月

私が20歳になったときから、結婚するまで母が自分の分とは別に国民年金保険料を積み立てていたと聞いているので、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年1月24日にA区で払い出されており、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる、別の手帳記号番号がB市（現在は、C市）で払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人自身は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたと主張する母は既に他界しているため、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から57年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から57年4月まで
昭和54年4月から57年4月までの期間は、A県B郡C町役場（現在は、D市）で免除申請を行い、承認を受けたはずであるのに、そのことが年金記録に入っていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は昭和61年5月9日となっており、申立期間は国民年金に未加入の期間で、制度上、免除申請の手続を行うことはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年3月に社会保険事務所（当時）からE市に払い出された番号の一つであり、C町で別の手帳記号番号が払い出されたことを確認できない上、D市は、旧C町の国民年金被保険者名簿は現在も保管しているが、申立人の被保険者名簿は存在しないと回答している。

さらに、申立人は、免除申請の前提となる国民年金の資格取得手続及び免除申請承認通知書の受領に関する記憶が明確でない上、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料（免除申請書本人控等）は無く、保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から43年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から43年3月まで

私は、昭和43年8月ごろに組合と名乗る集金人が突然自宅に訪れ、国民年金への加入は強制だからと勧められたので、その場で夫婦二人分の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。それなのに、55年6月に申立期間が未納であるとしてA市役所から通知が届き、仕方なく特例納付に応じた。

私の前夫は、申立期間が未納と記録されていたが、第三者委員会に申し立てて記録訂正が認められており、私の申立期間は重複納付したのであるから、保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年8月ごろに払い出されており、この時点では、申立期間のうち40年7月から41年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、A市役所では、当時、納税組合及び国民年金保険料納入組合が存在し、国民年金加入者から保険料を集金していたが、集金人が国民年金の加入手続を行い、その場で過年度保険料を受領することはできなかったと説明しており、申立内容と相違している。

さらに、申立人の特殊台帳（旧台帳）には、申立期間の保険料を第3回特例納付により昭和55年6月に納付したことが「附4条」の押印と共に記載されており、行政側の記録に不自然な点はなく、43年8月ごろに申立期間の保険料を納付した形跡は見当たらない。

このほか、申立期間の保険料を重複して納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を重複して納付し

ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人の前夫の審議においては、申立人の手帳記号番号の払出日時点で時効により納付できない期間が納付済みとなっていること、資格取得年月日が複数回訂正されていること、及び申立期間に近接する3か月の保険料が平成7年に納付済みに記録訂正されていることなどから、記録管理に問題があったとして当委員会において記録の訂正が必要であるとする通知を行っているが、当該記録訂正をもって、申立人が申立期間の保険料を重複して納付したことを推認することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 11 月から 39 年 6 月までの期間及び 43 年 8 月から 54 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月から 39 年 6 月まで
② 昭和 43 年 8 月から 54 年 6 月まで

申立期間①については、私の母がA県B郡C町（現在は、D市）で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間②については、昭和 43 年に結婚してE市に転居した際、引き続き国民年金に加入するつもりだったが、E市役所の職員に夫が会社員で厚生年金保険に加入しているのなら国民年金に加入する必要が無いと言われたので、加入はせず、保険料を納付しなかったものであり、今更未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、その母が国民年金保険料を納付したと主張しているが、その母は既に他界し、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間当時の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する領収証書により、申立期間①直後の昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 41 年 3 月までの期間の保険料を 41 年 9 月 26 日に過年度納付したことが確認でき、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない上、D市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間①に「時効消滅」の印が押されている。

このほか、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳により、昭和43年10月20日に強制加入から任意加入への種別変更手続及びE市への住所変更手続が行われていることが確認できるが、申立人は、「E市に転居した際、夫が厚生年金保険に加入しているので国民年金に加入する必要はないと言われたので、加入はせず、保険料を納付しなかった。」と申述しており、申立期間②の保険料を納付しなかったことを認めている。

なお、申立人は、申立期間②の保険料を納付しなかったことを認識した上で、E市の職員の説明を理由に申立期間②について記録訂正を求めているが、当委員会は、保険料の納付が認められる場合に納付記録の訂正をあっせんするものであり、申立人の主張は当委員会の審議の対象にならない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 6 月までの期間、41 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 45 年 10 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 6 月まで
② 昭和 41 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 45 年 10 月から 47 年 3 月まで

私は、A 区で国民年金の加入手続を行い、当時集金に来ていた男性に国民年金保険料を支払っていた。A 区内で住所を変えたことはあるが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は各区分国民年金手帳記号番号割当一覧表から昭和 37 年 10 月に A 区に割り当てられているが、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする時期についての記憶が明確ではなく、国民年金保険料は「男性が集金に来ていた。」と申述するのみで、申立期間①において集金に来ていたかどうか記憶が無く、具体的な納付状況等は不明である。

また、申立期間②については、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人からの聴取においても申立人の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間③については、申立人の夫が会社を退職してからは生活が苦しくなり、住所も A 区内で変更したと申述しているが、申立人はその住所地の記憶が無い上、住民票を異動した記憶も無く、申立期間以降についても連続して平成 10 年 3 月までの長期間にわたり未納となっていることから、国民年金に係る住所変更を行っていなかったため保険料が納付できなかったと考えられる。

加えて、申立人は昭和 39 年に別の手帳記号番号を取得しているが、その手帳記号番号に関する記憶は全く無い上、納付済期間の記録が無いことを考え併せると別番号の国民年金手帳により納付が行われていたことも考え難く、このほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から8年4月までの期間及び8年10月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月から8年4月まで
② 平成8年10月から10年3月まで

私は、平成7年7月に会社を退職し、直ちに、厚生年金保険から国民年金へ切替手続きを行い、区役所等の窓口において、妻の分と一緒に国民年金保険料を納付した。一度も督促状を受け取ったことは無く、妻の分は納付されていて、一緒に納付した私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①以降の夫婦二人分の国民年金保険料を区役所等の窓口で現年度納付したと申述しているが、A市の国民年金被保険者記録の収納履歴から申立期間①及び②に挟まれた平成8年5月から同年9月までの期間については、平成10年度分の現年度納付とともに、10年6月以降に過年度納付していることが確認できるほか、申立人の妻については、8年11月以降は口座振替による納付に切り替え、年下の妻の保険料を優先して納付した記憶があるとも申述しており、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとの申立内容には不自然さがある。

また、市の被保険者名簿には、平成9年6月に市の担当者が戸別訪問を行った納付勧奨記録が認められる上、オンライン記録からは申立人が60歳に到達して以降の11年6月に納付書が作成されていたことが確認できることから、一度も督促状を受け取ったことは無かったとの申立人の申述には矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、

家計簿等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2069 (事案 1013 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から53年3月まで

当初の判断後、第三者委員会では預金通帳に国民年金保険料相当額の支出があれば認められるとする新聞記事を見て、自分はそれに該当しているにも関わらず、認められなかったことに納得できないので、再審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の主張に不自然さがうかがえることから、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、その妻名義の通帳に記載された昭和54年6月12日の39万円の支出が申立期間の特例納付保険料等に充てたものであると主張しているが、同通帳には、他にも複数の高額な支出が認められる上、申立人の申述からも、上記39万円の支出が申立期間の特例納付保険料等に充てられたと判断するに足る理由が認められない。

また、申立人は、口頭意見陳述においても、A社会保険事務所(当時)で申立期間の国民年金保険料を特例納付する手続きをしたと申述しているが、当時、申立人の特例納付用の納付書を発行できたのは、申立人の居住するB市又は最寄りの社会保険事務所であるC社会保険事務所(昭和54年7月1日以降はD社会保険事務所)であり、申立人の申述は当時の状況と合致しておらず、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から49年6月まで

私は、28歳のときに結婚を前にして、将来のために役場に行き、国民年金の加入手続を行い、その際に3年間さかのぼって国民年金保険料を支払えると年金係から説明があり、窓口でまとめて3万円くらいの保険料を支払った。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月10日にA村に払い出された番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得時期から、申立人は同年4月から8月の間に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、同時点で、申立期間のうち、48年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続を行った後、昭和49年7月から51年9月までの期間の保険料を過年度納付及び現年度納付していることが確認でき、上記期間の保険料が、申立人が窓口でまとめて納めたとする保険料額にほぼ一致することから、このことと記憶が混同している可能性も考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から平成元年 12 月まで
昭和 55 年 7 月に夫が会社を退職して自営業を始める際に、A 市役所に夫が夫婦二人分の国民健康保険加入手続に行った時に国民年金加入手続も勧められて加入し、私が、期日より遅れながらではあったが、国民年金保険料を銀行や郵便局で納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 55 年 7 月に夫が国民年金加入手続を行ったと主張しているが、A 市の被保険者名簿に「2.7シモ シンキシユトク」と記載されていることから、平成 2 年 7 月の下期（7 月 16 日から 31 日まで）に加入手続を行ったことが確認でき、同時点で、申立期間のうち昭和 63 年 6 月分以前の国民年金保険料は、時効のため納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が加入手続を行った平成 2 年 7 月時点で申立期間のうち昭和 63 年 7 月から平成元年 12 月までは過年度納付が可能であるが、申立人は、保険料をさかのぼって一括納付した記憶は無いと述べている上、申立人の夫も、申立期間については未納である。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から45年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から45年7月まで
特例納付制度ができて、夫が何回かに分けて私の分の国民年金保険料を特例納付し、念のために1年分余分に納付したと言っていた。申立期間が未納となっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年5月7日に申立期間直前の37年7月から42年6月までの国民年金保険料を特例納付している領収証書を所持している上、亡夫から生前1年分余分に私の分の保険料を納付してあると聞いていると主張しているところ、特例納付期間、任意未加入期間（カラ期間）第3号被保険者期間及び60歳到達後の任意納付期間を合計するとちょうど312か月となり、申立人の主張と符合する。

また、申立人の保険料を特例納付したとする申立人の夫は既に他界し、申立人は保険料納付に直接関与していないことから当時の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から50年3月まで

私は、申立期間当時は、国民年金保険料の免除を申請するということが自体知らなかったし、経済的にも保険料を納付できないような状況ではなかった。後から手紙で連絡があって、全額支払ったはずなのに、免除とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について後で国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付金額、納付時期等についての記憶が曖昧であり、納付状況が不明である。

また、申立人は、免除申請していなかったと主張しているが、A町が保管する被保険者名簿にも申立期間について申請免除されている旨が記載されており、特殊台帳の記録と一致している上、申立人の元夫も申立期間は同様に申請免除となっている。

さらに、元夫はすでに他界しており事情聴取できない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から46年6月まで

私が昭和45年9月に事業所を退職した後、A県B市に帰った時、両親が国民年金への加入手続をしてくれ、同年10月から46年3月までの国民年金保険料を納付してくれた。同年4月から同年6月の保険料については、両親から送られて来た納付書で、私がC（地名）の郵便局で納付したのに、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は退職後、郷里に帰った際に、両親が国民年金への加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、縦覧調査を行ったが、申立期間に申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金に加入したのは、基礎年金番号制度が導入された後であり、申立人には国民年金手帳記号番号は付与されておらず、平成15年9月から同年12月までの保険料は16年3月12日に過年度納付していることが確認でき、同時点で申立期間は時効により納付できない。

さらに、申立期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの保険料は両親から送られてきたB市発行の納付書により、C（地名）の郵便局で納付したと主張しているが、当時、B市では郵便局での納付ができなかったことを確認しており、申立内容に不自然さが認められる。

加えて、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の両親は、既に他界し、申立人はほとんど納付に関与していないことから、当時の納付実態は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月ごろから 33 年 3 月ごろまで
私は、昭和 32 年 11 月ごろから 33 年 3 月ごろまでA事業所に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において資格取得した者は確認できず、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚のうち、申立人の妻を含む同僚3人の氏名は上記被保険者名簿に記載が無いことから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、必ずしも従業員のをすべてを厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月ごろから 33 年 3 月ごろまで
私は、昭和 32 年 12 月ごろから 33 年 3 月ごろまでA事業所に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において資格取得した者は確認できず、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人の夫が氏名を挙げた元同僚のうち、申立人の夫を含む同僚3人の氏名は上記被保険者名簿に記載が無いことから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、必ずしも従業員のをすべてを厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月2日から同年8月30日まで

私は、昭和63年4月2日から平成元年3月26日までA（職種）としてB事業所に勤務したが、厚生年金保険の資格取得日が昭和63年8月30日になっていることをねんきん特別便で知った。その資格取得日は勤務開始日と相違するので、63年4月2日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したC（機関名）による3通の辞令（発令日はそれぞれ昭和63年4月2日、同年5月23日及び同年8月30日）及び平成元年分退職所得の源泉徴収票から、申立人は、昭和63年4月2日から平成元年3月26日までの期間、B事業所にA（職種）として任用されていたことが認められる。

しかし、D（機関名）E事務所から提出された、昭和63年5月17日付けのC（機関名）F（職名）による通知「G」には、「昭和63年6月1日以降に、2か月を超えて新たにA（職種）として任用される者は、健康保険法及び厚生年金法に基づき、健康保険及び厚生年金保険に加入させるものとする。」と明記されており、申立期間のうち、昭和63年4月2日から同年5月22日までは、同通知の適用前の期間である。

また、申立期間のうち、昭和63年5月23日から同年8月29日までは、既に63年5月23日に任用されていることから、同通知における63年6月1日以降に新たに任用された者に該当しない期間である。

さらに、同通知を受けたD（機関名）H（職種）による通知「I」において、勤務先の事業所が作成する「履歴書」に厚生年金保険加入期間を明記するよう指導されているところ、申立人の「履歴書」の発令事項欄には、申立期間直後の「昭和63年8月30日から平成1年3月26日までの期間については厚生年金加入」と記載されているのに対して、申立期間については、

当該記載が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 14 年 1 月 1 日から A 社（現在は、B 社）C 支店に勤務し、同年 3 月 31 日に退職した。「ねんきん特別便」をみて、私が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日が同年 3 月 31 日になっていることを知ったが、同年 3 月 31 日には同社同支店に出勤し最後のあいさつをしたことも覚えており、資格喪失日は同年 4 月 1 日のはずなので、加入記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が平成 14 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、同社が D 健康保険組合に提出した、申立人に係る健康保険被保険者資格喪失届から、同社が、申立人の退職日を平成 14 年 3 月 30 日として届け出たことが確認でき、申立人に係るオンライン記録の同社での資格喪失日が翌日の同年 3 月 31 日であることと符合する。

また、事業主は、契約社員雇用契約書において、雇用期限が平成 14 年 3 月 31 日となっているところ、退職願に記載されている退職日が同年 3 月 30 日であることから、同年 3 月 31 日付けで資格喪失届を提出しており、申立期間の厚生年金保険料を控除しておらず、納付義務も履行していないと回答している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月20日から25年1月1日まで
私は、A社に昭和23年8月20日から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が25年1月1日となっている。
そのため、勤務を始めた日から昭和24年12月まで、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚は、「私は、昭和22年11月1日に入社したが、見習い期間があり、すぐに社会保険に加入しなかったことは承知していた。保険が無かったので心配したが、後からまとめて入った。」と述べている（当該同僚の厚生年金保険の資格取得日は、25年3月1日）上、25年1月1日に申立人と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立人を含む7名について、当該事業所が作成している「B（資料名）」の就職年月日と比較すると、2名は厚生年金保険の資格取得日が遅れていることが確認できることから、当該事業所は、入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたことがうかがえる。

さらに、A社において、厚生年金保険被保険者証記号番号は、その払出簿により、昭和25年1月1日に払い出されたことが確認できる。

このほか、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から同年10月26日まで

私は、叔父の経営するA社（現在は、B社）に昭和35年8月1日に入社したが、厚生年金保険の資格取得日が同年10月26日になっている。叔父はしっかりした人で、最初から厚生年金保険には加入すると言っていた。雇用保険の記録もあるので間違いなく年金にも加入していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じく当該事業所に勤めていた申立人の姉及び元同僚の証言により、申立人はその姉よりも後に入社していることが推認できる。その姉（入社時期不明）の厚生年金保険の被保険者資格取得が昭和35年8月1日となっていること、及び元同僚は31年1月に入社しているところ、被保険者資格取得が同年3月23日になっていることを考え併せると、当該事業所は入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたことがうかがえる。

また、当該事業所の被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立期間において厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 18 日まで
私の厚生年金保険の被保険者記録に、昭和 22 年 2 月 17 日支給と記録されている脱退手当金について、受給した記憶が無いので再調査をお願いしたい。

昭和 19 年 1 月に海軍に入団し、20 年 9 月末に郷里へ帰った。終戦後は会社には行っておらず、脱退手当金の請求手続は取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に「脱」表示があるとともに、資格期間、支給金額、支給開始年月日等の具体的な記載がある上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 6 日まで
65 歳になって年金受給の手続のために社会保険事務所（当時）に行ったところ、申立期間に係る厚生年金保険について脱退手当金が支給されていることを聞いた。自分は脱退手当金を受領した覚えは無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金請求書受付経過簿（以下「受付経過簿」という。）には、脱退手当金の請求から支給に至るまでの事務処理の経過が記録されているとともに、脱退手当金を支払ったことを示す「会計 48. 8. 15」の日付印も押されている。

また、申立人が勤務していたA事業所の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があり、そのすぐ下に「48/409」という記載があるが、これは受付経過簿の受付番号 409 と一致している上、申立期間の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格を喪失してから約4か月後の昭和48年8月15日に支給されており、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人の氏名が記載されている受付経過簿には、申立人以外の14人が記載されているが、オンライン記録で脱退手当金の支給状況を確認したところ、申立人以外の14人とも申立人と同じく被保険者名簿に「脱」の表示があり、受付経過簿とオンライン記録とに齟齬は見当たらないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月から 36 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 2 月から同年 3 月までの期間は A 事業所、同年 4 月から 36 年 8 月までの期間は B 事業所に勤務し、これらの期間は厚生年金保険料を事業主により控除されていたのに、厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A 事業所に C（職種）として勤務していたと主張しているが、当該事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、商業登記簿においても確認できない。

また、A 事業所が所在していたとする同じ D 市に事業所名が同じ読み方で厚生年金保険の適用事業所であった E 事業所（現在は「F 社」に統合）が確認できたため調査を行ったが、当該事業所の事業主は当時の資料を保存しておらず不明と回答しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間①について申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、申立期間①当時、E 事業所に C（職種）として勤務していた者から申立人の勤務状況について聴取したが、申立人が申立期間①当時、当該事業所に勤務していたとする証言は得られない上、申立人が記憶している A 事業所としての当時の同僚についても E 事業所の厚生年金保険被保険者名簿と照合し調査したところ、当該同僚と同一人物と思われる者が数人いたが、死亡又は所在不明のため申立人の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、B事業所にG（職種）として勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたと主張しているが、当該組合が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認できない。

また、申立人が勤務していたとするB事業所はH組合の加入団体であることが確認できたが、当該組合の加入者名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、当該組合は、昭和47年11月に解散しており、加入者名簿から申立期間において勤務していたことが確認できる者及び法人登記簿で確認できる当時の理事はいずれも所在不明であり、申立人の勤務実態の確認ができない上、ほかに申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月から 33 年 10 月まで

私は、昭和 29 年 5 月から A 社で勤務し、33 年 10 月に退職したが、この期間が、厚生年金保険被保険者期間と認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について A 社に勤務していたと主張しているが、複数の元従業員の供述から、申立人は、申立期間に当該事業所の従業員としてではなく、事業主の B の家事使用人として使用されていたことが推認できる。

また、A 社は昭和 32 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、当該事業所の事業主は、同年 5 月 1 日から 36 年 3 月 1 日までの期間について、当該事業所において厚生年金保険被保険者の加入記録があることがオンライン記録により確認できる。

さらに、A 社の申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 12 月 1 日まで
私は、A 県 B 郡の C 中学校を卒業した後、学校長の紹介で D 郡 E 町（他県）に集団就職し、同町 F（地名）にある G 氏の経営する H 事業所で申立期間において勤務した。社会保険事務所（当時）から、当該期間は厚生年金保険被保険者期間と認められないとの回答を受けたが、納得がいかないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している H 事業所の事業主や事業所所在地が、E 町 I 組合に保管されている組合員名簿の記録と一致していることから、勤務期間の特定はできないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記組合員名簿によると、当該事業所は、G の個人名で登録されていることから、個人経営の事業所であったと考えられるが、同組合では、一般的に個人経営の事業所は、厚生年金保険に加入していないと回答している上、オンライン記録において、H 事業所及び G という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 55 年 7 月まで

私は昭和 54 年 7 月から 55 年 7 月まで、A 市 B にあった C 社に勤務し、この期間は厚生年金保険料を事業主により控除されていたのに、厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 市 B にあった C 社に勤務していたと主張しているが、当該事業所は、オンライン記録により、昭和 48 年 6 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、当時の従業員、取締役及び監査役の供述並びに当該事業所の閉鎖登記簿謄本から判断すると、当該事業所は申立期間において存在していなかったことが推認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無く、申立人は同僚を記憶していないことから、勤務の実態が確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
私は、高校を卒業後、昭和 42 年 3 月 18 日に A 社の寮に入り、翌月の 4 月 1 日から、43 年 3 月末に退職するまで毎月給料を受け取っていた。同社は、高校から就職のあっせんを受け入社した会社であり、学校での求人説明では規則を守ったきちんとした会社との説明があった記憶がある。なぜ資格取得日が昭和 42 年 4 月 1 日ではなく 12 月 1 日になっているのか納得ができないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が、申立期間中、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が同時に入社したとしている同僚の一人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、厚生年金保険の被保険者資格取得日は申立人と同日の昭和 42 年 12 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人と同様、昭和 42 年 12 月 1 日に厚生年金保険に加入している別の同僚の一人は、「昭和 41 年 9 月に入社したときに厚生年金保険被保険者証を会社に提出したが 42 年 12 月まで社会保険に加入させてもらえなかった。」と述べていることから、申立期間当時、当該事業所は、入社後すぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いとしていなかったことがうかがえる。

さらに、被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月から32年5月20日まで

私は、昭和25年9月にA事業所に就職したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が32年5月20日になっている。同じ職場だった夫は、27年4月に就職し、資格取得日が同年8月1日になっているので、25年9月から32年5月20日までの期間が空白期間になっていることは納得できない。訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚である夫及び複数の元同僚の証言により、申立期間において申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和26年3月1日であることが確認でき、当該事業所は、申立期間の一部において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、はじめて資格を取得した年月日が昭和32年5月20日と記載されており、オンライン記録と一致している。

加えて、A事業所は、昭和55年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界し、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、私の平成 3 年 5 月から同年 10 月までの標準報酬月額が 19 万円となっているが、誤りであると思われるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成3年11月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その直後の同年12月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年5月から同年10月までの期間について53万円から19万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当該遡及訂正に関与していない。」と主張しているが、申立人自身が当該事業所の設立から倒産時まで継続して常務取締役であり、厚生年金保険事務に関する権限を持っていた旨を供述している上、元共同代表取締役及び申立人の元部下も、「申立人は、経理と年金の事務に関する権限を有していた。」と証言していることを踏まえると、申立人は、担当取締役として当該遡及訂正処理に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 3 日から 35 年 8 月 31 日まで
私は、A社に昭和33年3月1日から37年2月まで継続勤務したが、この間、勤務先を変えた訳でもなく、給与から厚生年金保険料を控除されており、申立期間に加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間にA社（現在は、B社）において勤務していたことは推認される。

しかし、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、A社は、昭和32年4月1日に健康保険記号（厚生年金保険整理記号）「C」で厚生年金保険の適用事業所となり、33年7月26日に適用事業所でなくなった後、35年9月1日に「D」で再び適用事業所となっていることが確認でき、同社は申立期間のうち33年7月26日から35年8月31日までは厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和33年7月26日に被保険者資格を喪失した者4名は、いずれも、当該事業所が再び適用事業所となった35年9月1日に資格を再取得しており、生存している2名は資格の欠落を承知している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 38 年 6 月まで
私は、昭和 36 年 6 月から約 2 年、A 市 B にあった C 事業所 D 工場（本社・E 区）に勤務したが、その間の厚生年金保険の記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 事業所 D 工場の名称、場所、業務内容、従業員数などを詳述していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間当時、C 事業所という名称で A 市又は E 区に所在する厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、F 商工会議所及び A 商工会議所においても当該事業所の所在を確認することができない。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名の記憶が無く、証言を得ることができないため、当該事業所における申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 63 年 6 月まで

私は、昭和 60 年 2 月ごろ、国民年金加入を承知でA社に入社したが、社長から 61 年 10 月から厚生年金保険に加入すると通告があったので、同年 10 月以降国民年金保険料を納付しなかった。申立期間には厚生年金保険料が給与から控除されていたのであるから、申立期間の年金記録が国民年金の納付となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、オンライン記録によれば、昭和 63 年 7 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間において適用事業所ではない。

また、申立人の妻は、申立期間において国民年金第 1 号被保険者として国民年金保険料を納付し、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63 年 7 月 13 日から国民年金の第 3 号被保険者となっている。

さらに、A社は、平成 18 年 2 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界し、申立人の申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1560

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 21 日から 61 年 8 月 20 日まで
私は、申立期間のうち数か月、A 県 B 郡 C 町（現在は、D 市）にある E 社へ勤務したので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、E 社に勤務するきっかけとなったとする元同僚は、連絡先が不明であり、ほかの複数の元同僚に聴取したが、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたとの証言を得ることができず、雇用保険の加入記録は無いことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、E 社は、昭和 62 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界し、申立人の申立期間当時の勤務実態が不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。